

回 覧

駄知町の皆様へ



土岐市生活環境課

野焼きの禁止について

最近、この地域で野焼きに関する苦情や消防への通報が相次いでいます。これまでに何度も回覧で注意喚起をしておりますが、改善されていない状況です。

野焼きは法律により原則禁止されており、**刑罰の対象**になります。例外規定はありますが、家庭で出た紙くずや木材等のゴミ、庭の刈草などを燃やす行為は例外規定の対象ではなく、**違法行為**です。

生活環境への影響としては、野焼きの煙やにおいが原因で喘息や持病が悪化して苦しんでいる子どもや持病のある方など、実際に健康被害が出ています。違法な野焼き行為は絶対に行わないでください。



違法な野焼きを発見されましたら、生活環境課までご連絡ください。



問合せ先:土岐市役所生活環境課 Tel 54-1111 内線 168

「たき火・野焼き」による火災に注意！

土岐市管内では、毎年 20 件前後の火災が発生しています。その中でも「たき火・野焼き」による火災が毎年数多く発生しています。また、他市町村では野焼きが原因で火災が発生し、死者が出たこともある大変危険な行為です。

土岐市北消防署 TEL0572-53-0119

土岐市南消防署 TEL0572-58-0119

土岐市濃南分駐所 TEL0572-52-0119



消防署への届出について

「火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為」をする場合は、事前に『消防署への届出』が必要になります。

なお、この届出は事前に焼却行為を把握し、誤報によって消防が出動する等の混乱を避けるためのものであり、届出を受理することで野焼きを許可するものではありません。

気象状況等から危険と判断される場合の他、苦情が寄せられた場合、焼却の禁止、制限、消火等を要請することがあります。